



全ト協発第360号(環・適)

平成29年10月6日

各都道府県トラック協会会長 殿

地方貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

公益社団法人 全日本トラック協会

会長 坂本克己



## 「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり、国土交通省自動車局安全政策課長、貨物課長及び整備課長連名により「「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について」の通達が発出されました（施行日：平成29年9月29日）。

本通達により、貨物自動車運送事業者が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可を受けている場合であって、一般貨物自動車運送事業等と旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車の運行を管理する営業所が同一敷地内にある場合、貨物自動車運送事業及び旅客自動車運送事業に係る運行管理者資格者証を併せて有する運行管理者は、旅客自動車運送事業の当該営業所の運行管理者又は補助者を兼務することが可能となりました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者等に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 萩原

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019



国自安第112号の2  
国自貨第83号の2  
国自整第169号の2  
平成29年9月29日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

國 土 交 通 省

自動車局安全政策課長



自動車局貨物課長



自動車局整備課長



### 「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会（貴機関）においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員（地方実施機関）に対し周知されたい。



国自安第112号の2  
国自貨第83号の2  
国自整第169号の2  
平成29年9月29日

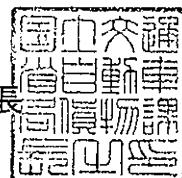
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

國 土 交 通 省

自動車局安全政策課長



自動車局貨物課長



自動車局整備課長



「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会（貴機関）においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員（地方実施機関）に対し周知されたい。

新		旧	
		国自総第	510号
		国自貨第	118号
		国自整第	211号
一部改正	平成15年	3月 10日	平成15年 3月 10日
	国自総第	330号	国自総第 330号
	国自貨第	94号	国自貨第 94号
	国自整第	96号	国自整第 96号
一部改正	平成18年	10月 27日	平成18年 10月 27日
	国自総第	588号	国自総第 588号
	国自貨第	165号	国自貨第 165号
	国自整第	180号	国自整第 180号
一部改正	平成19年	3月 30日	平成19年 3月 30日
	国自安第	55号	国自安第 55号
	国自貨第	73号	国自貨第 73号
	国自整第	48号	国自整第 48号
一部改正	平成21年	9月 28日	平成21年 9月 28日
	国自安第	119号	国自安第 119号
	国自貨第	116号	国自貨第 116号
	国自整第	93号	国自整第 93号
一部改正	平成21年	11月 20日	平成21年 11月 20日
	国自安第	9号	国自安第 9号
	国自貨第	12号	国自貨第 12号
	国自整第	7号	国自整第 7号
一部改正	平成22年	4月 28日	平成22年 4月 28日
	国自安第	169号	国自安第 169号
	国自貨第	140号	国自貨第 140号
	国自整第	144号	国自整第 144号
一部改正	平成23年	3月 31日	平成23年 3月 31日
	国自安第	77号	国自安第 77号
	国自貨第	82号	国自貨第 82号
	国自整第	148号	国自整第 148号
一部改正	平成24年	4月 16日	平成24年 4月 16日
	国自安第	32号	国自安第 32号
	国自貨第	11号	国自貨第 11号
	国自整第	35号	国自整第 35号
一部改正	平成25年	5月 1日	平成25年 5月 1日
	国自安第	210号	国自安第 210号
	国自貨第	98号	国自貨第 98号

	国自整第	244号
一部改正	平成 25年	12月 16日
	国自安第	282号
	国自貨第	132号
	国自整第	349号
	平成26年	3月 4日
一部改正	国自安第	203号
	国自貨第	61号
	国自整第	291号
	平成 26年	12月 25日
一部改正	国自安第	104号
	国自貨第	55号
	平成27年	8月 12日
一部改正	国自安第	156号
	国自貨第	91号
	国自整第	240号
	平成27年	11月 9日
一部改正	国自安第	71号
	国自貨第	31号
	平成28年	7月 1日
一部改正	国自安第	200号
	国自貨第	115号
	国自整第	295号
	平成29年	1月 13日
一部改正	国自安第	254号
	国自貨第	167号
	国自整第	368号
	平成 29年	3月 10日
一部改正	国自安第	47号
	国自貨第	34号
	国自整第	65号
	平成 29年	6月 8日
<u>最終改正</u>	国自安第	112号
	国自貨第	83号
	国自整第	169号
	平成 29年	9月 29日

	国自整第	244号
一部改正	平成 25年	12月 16日
	国自安第	282号
	国自貨第	132号
	国自整第	349号
	平成26年	3月 4日
一部改正	国自安第	203号
	国自貨第	61号
	国自整第	291号
	平成 26年	12月 25日
一部改正	国自安第	104号
	国自貨第	55号
	平成27年	8月 12日
一部改正	国自安第	156号
	国自貨第	91号
	国自整第	240号
	平成27年	11月 9日
一部改正	国自安第	71号
	国自貨第	31号
	平成28年	7月 1日
一部改正	国自安第	200号
	国自貨第	115号
	国自整第	295号
	平成29年	1月 13日
一部改正	国自安第	254号
	国自貨第	167号
	国自整第	368号
	平成 29年	3月 10日
一部改正	国自安第	47号
	国自貨第	34号
	国自整第	65号
	平成 29年	6月 8日

各地運輸局自動車交通部長 殿  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿  
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長  
自動車局貨物課長  
自動車局整備課長

各地運輸局自動車交通部長 殿  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿  
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長  
自動車局貨物課長  
自動車局整備課長

## 貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

### 第18条 運行管理者等の選任

1. 第1項に定められている運行管理者の選任数を表にまとめると、次のとおりである。

ただし、5両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、運行管理者を選任することを要しない。

なお、本条の趣旨からして、運行管理者は他の営業所の運行管理者又は第3項に規定する補助者を兼務することはできない。

ただし、事業者が道路運送法第4条の一般旅客自動車運送事業の許可又は同法第43条の特定旅客自動車運送事業の許可を受けている場合であって、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業（以下「一般貨物自動車運送事業等」という。）の用に供する事業用自動車の運行を管理する営業所と旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車の運行を管理する営業所が同一敷地内にある場合については、運行管理者は、当該営業所の旅客自動車運送事業の運行管理者又は旅客自動車運送事業の補助者を兼務することができる（兼務することができる運行管理者は、資格者証及び旅客自動車運送事業の種類に応じた道路運送法第23条の2の運行管理者資格者証を併せて有する者に限る。）。この場合、各事業の種類ごとに必要な運行管理者の選任数を満たすとともに、同一敷地内の営業所において運行を管理する運行管理者の総数は、当該営業所で運行を管理する事業用自動車の総数に応じて、より多くの数の運行管理者を必要とする種類の事業における選任数の定めを満たすこと。

また、本通達第7条1. (5)、1. (6) 及び1. (7) 及び

## 貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

### 第18条 運行管理者等の選任

1. 第1項に定められている運行管理者の選任数を表にまとめると、次のとおりである。

ただし、5両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、運行管理者を選任することを要しない。

なお、本条の趣旨からして、運行管理者は他の営業所の運行管理者又は第3項に規定する補助者を兼務することはできない。

ただし、本通達第7条1. (5)、1. (6) 及び1. (7) 及び1. (8) により他の営業所の点呼を行う場合は、運行管理者の兼務に該当しない。

（表略）

<p>1. (8) により他の営業所の点呼を行う場合は、運行管理者の兼務に該当しない。 (表略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 第3項の補助者の選任については、運行管理者の履行補助として業務に支障が生じない場合に限り、同一事業者の他の営業所の補助者又は事業者が道路運送法第4条の一般旅客自動車運送事業の許可又は同法第43条の特定旅客自動車運送事業の許可を受けている場合については、旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車の運行を管理する営業所の旅客自動車運送事業の補助者を兼務しても差し支えない。</p> <p>ただし、その場合には、各営業所において、運行管理業務が適切に遂行できるよう運行管理規程に運行管理体制等について明記し、その体制を整えておくこと。</p> <p>4・5. (略)</p>	<p>2. (略)</p> <p>3. 第3項の補助者の選任については、運行管理者の履行補助として業務に支障が生じない場合に限り、同一事業者の他の営業所を兼務しても差し支えない。</p> <p>ただし、その場合には、各営業所において、運行管理業務が適切に遂行できるよう運行管理規程に運行管理体制等について明記し、その体制を整えておくこと。</p> <p>4・5. (略)</p>
--	---

#### 附 則

改正後の通達は、平成29年9月29日から施行する。